

選挙管理委員会事務局

## 議案第67号

### 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

#### 1 背景

選挙長が選挙会において当選人を決定した後、当選人の決定に誤りがありその誤りを訂正する場合や、当選人が議員又は長の身分を取得するまでの間に一定の事由によって欠け、又は不足するに至った場合に要件を有する者を当選人として補充するため、あらためて選挙会を開催しなければなりません。

しかし、これらの選挙会は選挙の後初めて行われる開票事務と併せて行う選挙会より開催に要する時間は短いことから、開票事務と併せて行う選挙会の報酬額とは別に報酬額を規定しておくことが必要です。

#### 2 一部改正の内容について

更正決定又は繰上補充の選挙会に係る出席者（選挙長及び選挙立会人）の報酬額を次のとおりとします。

選挙長 6,000円

選挙立会人 5,000円

#### 3 施行期日

公布の日から施行します。